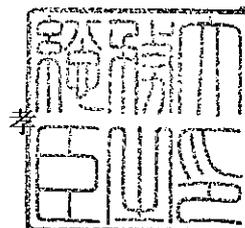


総 政 企 第 169 号  
平 成 25 年 8 月 26 日

統計委員会委員長  
樋 口 美 雄 殿

総 務 大 臣  
新 藤 義 孝



諮問第56号  
工業統計調査の指定の変更について（諮問）

標記について、基幹統計の指定の変更に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

## 諮 問 の 概 要

### ○ 工業統計調査（基幹統計）の指定の変更

「工業統計調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、新統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でない。この点を踏まえ、基幹統計調査である工業統計調査には変更はないが、この結果によって作成される基幹統計の名称を「工業統計調査」から適切な名称（案：「工業統計」）に変更する。